

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター 指定管理者募集要項

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンターの管理運営を指定管理者に行わせるため、越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例（令和5年福島県条例第51号）第4条の規定に基づく指定管理者（管理の業務を行う法人等）を募集します。

1 施設の概要

名 称	越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター
所 在 地	福島県河沼郡柳津町字下平乙179番地
設 置 目 的	越後三山只見国定公園及びその周辺地域（福島県の区域に限る。）の自然環境保全意識の向上と適正利用の推進を図る
施 設 概 要	「道の駅 会津柳津『観光物産館清柳苑』」の一部 171 m ²

2 指定管理者が行う業務

- (1) 越後三山只見国定公園及びその周辺地域に関する情報の収集及び提供に関する業務
- (2) 当該公の施設及び附属設備の利用に関する業務
- (3) 上記に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務
※ 詳細は「越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター指定管理者業務仕様書」に定めるとおりです。

3 業務遂行の基準

- (1) 県民の平等利用の確保
業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保する必要があります。
- (2) 関係法令の遵守
業務の遂行に当たっては、次の関係法令を遵守する必要があります。
 - ア 地方自治法
 - イ 自然公園法
 - ウ 越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例
 - エ 越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター条例施行規則

- オ 福島県公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例
- カ 知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則
- キ 個人情報保護に関する法律、福島県個人情報保護に関する法律施行条例
- ク 労働基準法、労働安全衛生法などの労働関係法令
- ケ 福島県暴力団排除条例
- コ その他管理業務に関連する法令等

(3) 個人情報等の適切な取扱い

業務の遂行上知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）その他の情報を適切に取り扱う必要があります。

(4) 情報の公開

福島県情報公開条例の趣旨に即して、公の施設の管理に係る情報公開に関する規程を福島県（以下「県」という。）と協議の上、定めるほか、情報の公開に関し必要な措置を講ずるものとします。

(5) 文書管理について

管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等の分類、保存及び廃棄に関する基準その他文書等の管理に関する必要な事項を定め、県に報告しなければなりません。この場合、文書の保存期限等については、県の取扱いに準ずるものとします。

(6) 業務の一括再委託等の禁止

業務を一括して他の者に委託し、又は請け負わせることはできません。

ただし、業務の一部について、あらかじめ県が認めた場合には、この限りではありません。

(7) 開館時間等

開館時間及び休館日は次のとおりとします。

ただし、特に必要がある場合には、あらかじめ県の承認を得た上で、変更することができます。

開 館 時 間	午前 9 時から午後 5 時まで
休 館 日	毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律第 3 条に規定する休日にあたるときは、その日後でその日に最も近い休日でない日）

4 指定予定期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

5 業務遂行に係る経費

- (1) 業務に要する経費に充てるため、県は、指定管理者に委託料を支払います。
- (2) 県が指定管理者に支払う委託料の額は、指定後に締結する協定（「年度協

定」）において、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）ごとに予算の範囲内で決定します。

- (3) 令和６年度の指定管理料決算額は次のとおりであり、事業計画、収支計画等作成の参考としてください。

単位：千円

参考価格	令和６年度	令和７年度
県からの委託料	6, 0 0 0	6, 0 0 0
(うち物価高騰増額分)	—	—

- (4) 収支予算書（別紙様式３）を作成する際の留意事項

収入について、公の施設の管理運営に必要となる県からの委託料及び付帯事業収入等を見込んでください。

また、物価高騰の影響による委託料の更なる増額分を見込まずに（無いものとして）作成してください。

6 責任の分担

県と指定管理者の責任の分担はおおむね次のとおりとし、詳細については、指定後に締結する協定（「基本協定」）において定めます。

	指定管理者	県	備 考
施設、設備、備品等（以下「施設等」）の維持管理	○		
展示物の管理	○		
展示物の損傷	○ (責めに帰す場合)	○	
展示物の修繕	○ (１件あたり 30 万円未満)	○ (１件あたり 30 万円以上)	
事故・災害等による施設等の損傷	○ (責めに帰す場合)	○ (責めに帰す場合)	
事故・災害等による利用者等への責任	○ (責めに帰す場合)	○	
事故・災害発生時の業務停止による運営リスク	○ (責めに帰す場合)	○	
包括的管理責任		○	
展示物に係る保険の加入		○	
利用者等に係る保険の加入	○		

<不可抗力により業務の遂行が困難になった場合の措置>

不可抗力など、県及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について両者が協議するものとします。

<災害発生時の対応>

施設において災害等緊急事態が発生した場合は、利用者及び近隣住民の安全確保を最優先とし、被害、損害を最小限に抑えるため、事前に危機管理マニュアルを作成し、日常的に避難誘導訓練等を行ってください。

また、公の施設が災害発生時において避難所やボランティアの活動拠点、物資集配拠点等として使用されることとなった場合は、開設準備等の初動対応を含め対応を求める可能性があります。

7 申請の資格

福島県内に本店又は支店・営業所・事業所等（支店・営業所・事業所等については、契約権限があるものに限る。）を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に示す要件のいずれにも該当しない法人等とします（法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。）。

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンターは、柳津町が所有する道の駅会津柳津の一部を改修の上設置したため、隣接する道の駅の指定管理者が一体的に管理することが合理的であり、かつ、両施設を総合的に管理・運営することにより観光と物産が一体となった奥会津地域の効率的な情報発信を行うことが可能となることから、当該施設の指定管理者の申請資格者は、道の駅会津柳津の指定管理申請予定者で、かつ、道の駅会津柳津と協力して運営できる者のみとします。

- (1) 福島県内に本店又は支店・営業所・事業所等（支店・営業所・事業所等については、契約権限があるものに限る。）を置く法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、次に示す要件のいずれにも該当しない法人等とします（法人格の有無は問いませんが、個人での応募はできません。）。
 - ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当すること
 - イ 県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていること
 - ウ 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しないこと
 - エ 県税（ただし、県民税、事業税及び自動車税に限る。）、消費税及び地方消費税（以下「県税等」という。）を滞納していること
 - オ 会社更生法又は民事再生法に基づく手続きを行っていること
 - カ 法人等又はその役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が次に掲げる事項に該当すること
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴

- 対法」という。)第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。)
- (イ) 役員等に暴力団員等(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)が就任していること
 - (ウ) 暴力団員等が法人等の事業活動を支配していること
 - (エ) 暴力団の威力を法人等の活動に利用していること
 - (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき
 - (カ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与している団体等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していること
 - (キ) 法人等が暴力団員等を雇用していること
 - (ク) 役員等が暴力団員等と密接な交際をするなど、社会的に非難されるべき関係を有していること
- キ 役員等のうち、次に該当するものがある者
- (ア) 破産者で復権を得ないこと
 - (イ) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないこと

- (2) 複数の法人等で構成されたグループ(以下「グループ」という。)による申請の場合には、グループの名称、代表となる法人等を規定した規約等を策定するものとします。

なお、グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできません。

8 申請の方法

(1) 募集要項の配布

配布期間	令和7年8月6日(水)から令和7年8月13日(水)まで 午前8時30分から午後5時15分まで (ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)
配布場所	福島県生活環境部自然保護課(福島県庁西庁舎10階) 福島市杉妻町2-16 電話 024-521-7251 メール shizen@pref.fukushima.lg.jp
配布方法	郵送を希望する場合は、配布場所あてに320円切手を貼付した返信用封筒(定形外角型2号A4版用)を同封のうえ請求するか、電子メールで請求してください。

(2) 質問事項の受付等

受付期間	令和7年8月6日（水）から8月13日（水）まで 時間：午前8時30分から午後5時00分まで （ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）
受付方法	別紙様式6により質問を受け付けます。郵送、FAX 又は電子メールで下記の問い合わせ先まで提出してください。
回答方法	FAX 又は電子メールで回答します。

(3) 申請の受付

受付期間	令和7年8月14日（木）から令和7年8月29日（金）まで 午前8時30分から午後5時15分まで （ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く）
提出書類	申請に当たっては、以下の書類を県に提出していただきます。 なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。 ア 指定管理者指定申請書（別紙様式1） （知事が管理する公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する規則〈平成16年福島県規則 第75号〉様式第1号） イ 越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター事業計画書（別紙様式2）及び収支予算書（別紙様式3） ※ 収支予算書（別紙様式3）は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の現行税率で作成してください。 ウ 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類 エ 法人にあっては、登記事項証明書及び役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類 オ 法人でない団体にあっては、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類並びに代表者の住民票 カ 申請の日の属する事業年度の開始日の直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類 キ 申請の日の属する事業年度の開始日の直前三年の各事業年度の事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類 ク 県税等の滞納がないことの証明書

	※ 本県の県税が課税されていない者で県外に主たる事務所又は事業所を有する者にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の当該都道府県税）について未納がないことの証明書 ケ 前記 7 (1) に掲げる欠格条項ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キに該当しないことの宣誓書（別紙様式 4） コ 該当がない書類がある場合には、その旨の申立書（別紙様式 5） なお、上記エ、クについては、申請日前 3 か月以内に交付等されたものとします。
提出部数	2 部（正本 1 部及び副本 1 部）
受付場所	(1) の「配布場所」と同じ
受付方法	持参または郵送（書留郵便に限る）とし、受付期間内必着とします。

9 候補団体選定の方法

指定管理者候補団体については、「生活環境部指定管理者選定検討会（自然保護）」による審査により選定の上、決定します。

なお、決定後には、申請状況、審査内容等の概要を公表します。

(1) 生活環境部指定管理者選定検討会（自然保護）による審査

審査は提出書類及び面接により行い、指定管理者候補団体として 1 法人（または団体）を選定します。

(2) 選定の基準等

選定に当たっての基準等は次のとおりであり、「生活環境部指定管理者選定検討会（自然保護）」による審査において各委員が審査した評点の合計を基に指定管理者候補団体を選定します。

選 定 基 準	審 査 項 目	審 査 内 容	配点比率
1 県民の平等な利用を確保すること。	利用者への対応	別紙様式 2 「越後三山只見国定公園奥会津ビクターセンター事業計画書」を参照	15
2 関係法令を遵守し、利用者の安全を確保できること。	災害発生時等の対応		15

3 安定して管理・運営を行う能力を有しているものであること。	管理体制等	30
4 当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	施設の運営方針等	25
5 個人情報の保護が図られること。	個人情報の保護	15

(3) 指定管理者候補団体の決定

ア 「生活環境部指定管理者選定検討会（自然保護）」による選定結果を踏まえ、指定管理者候補団体を決定します。

イ 決定結果については、申請者あてに令和7年11月上旬までに通知します。

10 選定後のスケジュール

(1) 指定管理者の指定

指定管理者候補団体については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、県議会（令和7年12月）における議決を経て、指定管理者として指定を行う予定です。

(2) 協定の締結

ア 協定の種類

(1)の指定後に、県と指定管理者との間で損害が生じた場合の賠償の考え方等の指定期間全体に係る基本的事項を定める「基本協定」及び会計年度ごとに事業の実施、委託料等の細目的事項を定める「年度協定」の締結を行う予定です。

イ 協定の内容

協定の主な内容は、次の事項を予定しています。

協定の具体的内容については、県と指定管理者が協議の上定めることとします。

① 基本協定

- ・ 総括的事項
 - ・ 管理に要する費用に関する事項
 - ・ 業務の履行に関する事項
 - ・ 管理業務の報告に関する事項
 - ・ 協定の解除に関する事項
 - ・ その他
- ② 年度協定
- ・ 年度協定の期間
 - ・ 費用の支払
 - ・ 疑義の決定
 - ・ その他

(3) 協定を締結できない場合

指定管理者が、協定締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。

- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
- ② 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実でないと認められるとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

11 事前準備

指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、管理業務に係る人材の確保、利用料金の額の決定等必要な準備を行わなければなりません。

また、指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、県に対して管理物件の視察等必要な申出を行うことができるものとします。

12 事業報告

指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を提出するものとします。また、協定書の規定に基づき、その他各種の報告書等を提出するものとします。

13 管理業務の評価

(1) 県が行う評価

県は、施設の適正な管理の確保と利用者サービスの向上を図るため、指定管理者が行う管理運営実績（利用状況、収支状況、計画達成度等）を評価します。

なお、指定管理期間の中間年度には、県の評価等について外部有識者から意見を聴取する外部評価を実施します。

(2) 利用者アンケートの実施

指定管理者は、施設の利用者の声を把握するため、必要に応じて利用者

アンケートを実施するものとします。

14 調査等の実施

県は、地方自治法第 244 条の 2 第 10 項の規定により、施設管理が適正かどうかを確認するため、指定管理者に対して、管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行います。

15 障がい者の雇用

指定管理者は、障がい者の雇用を促進する観点から、その雇用に努めるものとします。

16 指定の取り消し等

下記事項に該当する場合には、指定を取り消すことなどがあります。

(1) 指定の取消し又は業務の停止

次の場合、県は指定管理者に対して必要な指示を行い、期間を定めて改善策の提出、実施等を求めることがあります。この場合において、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、県は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

ア 指定後に締結する協定（「基本協定」及び「年度協定」）の事項に違反したと認められる場合

イ 指定管理者から業務の継続が困難となった旨の報告等があった場合

(2) 指定の取消し

指定管理者が次の事項に該当する場合には、県は、地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定に基づき、その指定を取り消すことができます。

ア 解散した場合

イ 県の指示に従わないと認められる場合

ウ 経営状況の悪化等により、前記 2 の業務を適切に遂行できないおそれがあると認められる場合

エ 正当な理由なくして指定後に締結する協定（「基本協定」及び「年度協定」）の締結に応じないとき

オ 役員等が暴力団員である場合、実質的に暴力団が経営に関与していると認められる場合など社会的信用を損なう状態や行為等を確認したとき

カ その他、指定管理者としてふさわしくないと認められる場合

17 その他

(1) 申請及びヒアリングに要する経費等は、申請者の負担とします。

(2) 提出された書類は、返却しません。

(3) 提出された書類の内容は、変更することはできません。（軽微な修正は除く。）

- (4) 提出された書類の著作権は、それぞれの申請者に帰属します。ただし、県は、必要に応じ、審査等のため複写するとともに、指定管理者候補団体決定後の公表等において全部又は一部を無償で使用できるものとします。
- (5) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (6) 提出された書類が次の事項に該当する場合は、申請が無効となることがあります。
- なお、無効となった場合には、申請者に、理由を付して通知します。
- ア 異なる申請書を複数提出した場合
- イ 申請方法を遵守せずに提出した場合
- ウ 様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しない場合
- エ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていない場合
- オ 虚偽の内容が記載されている場合
- カ その他不正な行為があった場合
- (7) 指定管理者は、法人税、消費税、事業所税等の納税義務を負う場合があるため、所管税務署等の関係機関に、納税について確認する必要があります。

18 問い合わせ先

福島県生活環境部自然保護課

福島県福島市杉妻町2-16（福島県庁西庁舎10階）

電 話 024-521-7251

FAX 024-521-7927

メールアドレス shizen@pref.fukushima.lg.jp

別紙様式 1

指定管理者指定申請書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

下記の公の施設について、指定管理者の指定を受けたいので、福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第 2 条の規定により申請します。

記

公の施設の名称 越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター

添付書類

- 1 当該公の施設の管理の業務に関する事業計画書
- 2 定款、寄附行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類
- 3 法人にあっては、登記事項証明書及び氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- 4 法人でない団体にあっては、役員の氏名、生年月日及び住所を記載した書類
- 5 申請の日の属する事業年度の開始日の直前三年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類
- 6 申請の日の属する事業年度の開始日の直前三年の各事業年度の事業報告書その他の団体の業務の内容を明らかにすることができる書類
- 7 その他知事が定める書類

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。

別紙様式 2

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター事業計画書

令和 年 月 日

申請者 団体名
代表者氏名
電話
F A X
メールアドレス

- 1 県民の平等な利用の確保
※利用者からの要望や苦情への対応（方針、体制等）について具体的な方策を記載してください。
- 2 関係法令の遵守・利用者の安全確保
※防犯体制、事故及び災害の発生時の対応を具体的に記載してください。
- 3 安定した管理・運営（団体（企業）の状況）
※以下について具体的に記載してください。
 - （１）団体（企業）としての経営理念、方針、設置目的、主たる業務等
 - （２）管理運営する上での団体としての優位性、特長等
 - （３）類似する施設、関連する業務の運営実績の有無、その内容
 - （４）管理運営体制（管理組織（図）、職員数、責任者の配置予定）
 - （５）配置予定の職種（人数）、経験者及び有資格者の配置予定
 - （６）実施予定の主な職務内容、勤務体制
 - （７）夜間や休館日などの勤務時間外の連絡体制
- 4 当該公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
※以下について具体的に記載してください。
 - （１）当施設の運営方針（※指定管理者制度の趣旨を踏まえること）
 - （２）経費節減のための手法

(3) サービス向上のための手法

(4) 職員の資質向上のための方策、研修計画等

(5) 経理規定等の整備状況

5 個人情報の保護が図られること。

※個人情報保護に対する方針体制及び方策（組織、人員、研修等）について記載してください。

別紙様式 3

収支予算書

1 収入の部

(単位：千円)

区分	収入予定額					備考
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
県委託金 その他の 収入						
合計						

2 支出の部

(単位：千円)

区分	支出予定額					備考
	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	
管理運営事業費 職員人件費 施設維持管理費 清掃業務 警備業務 設備管理業務 管理事務費 消耗品 光熱水費						
合計						

備考

- ・「支出の部」で諸経費を見込む場合には、「その他」の項目に記載してください。
- ・本収支予算書は、消費税及び地方消費税を含んだ額を記載し、現行税率で作成してください。

別紙様式 4

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター 指定管理者の指定申請に係る宣誓書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンターの指定管理者の指定申請に当たり、法人等及び役員等が、次の事項に該当しないことを宣誓します。

記

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定〈法人等について〉
- 2 県が行う工事若しくは製造の請負、庁舎等維持管理業務の委託、物品の買入れ又は修繕の契約の入札について、指名停止措置を受けていること〈法人等について〉
- 3 地方自治法第 244 条の 2 第 11 項の規定により、県又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しないこと〈法人等について〉
- 4 会社更生法又は民事再生法に基づく手続きを行っていること〈法人等について〉
- 5 越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター指定管理者募集要項「7 申請の資格 カ」の規定〈法人等及び役員等について〉
- 6 破産者で復権を得ないこと〈役員等について〉
- 7 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しないこと〈役員について〉

別紙様式 5

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター
指定管理者の指定申請に係る申立書

年 月 日

福島県知事

申請者 住所又は主たる事務所の所在地
名称及び代表者の氏名

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンターの指定管理者の指定申請に当たり、次の書類については、該当がないことを申し立てます。

記

- 1
- 2
- 3

年 月 日

越後三山只見国定公園奥会津ビジターセンター質問書

申請団体名

代表者氏名

担当者氏名

電話

F A X

メールアドレス

質問事項	具体的な内容